

平成17年度住宅用太陽光発電導入促進事業に係る補欠応募申込みの受付停止について

平成17年10月25日の消印をもって、平成17年度住宅用太陽光発電導入促進事業の補欠応募申込みの受付停止を行いましたのでご連絡致します。

なお、補欠応募された方は下記の注意事項を厳守くださるよう、お願い致します。

[注 意 事 項]

1. 補欠応募に関する今後の予定について

10月25日の消印分をもって補欠応募を締め切り、第三者立会いによる厳正なる抽選により補欠番号を決定し、応募申込者に文書をもって通知する。補欠番号の発行 = 補助金交付の権利ではないので注意すること。抽選は11月中旬予定。

なお、10月26日消印分以降の応募申込書は返却する。

補欠者の採用状況については、(財)新エネルギー財団ホームページ(太陽光発電のページ)にて抽選が終わり次第速やかに検索可能とする。

応募申込み取り消し(中止・失効)の発生状況に応じて、補欠番号順に、予約受付通知書を発行し、予約者として登録する。

補欠応募で予約者となった場合も、工事着工届および補助金交付申請書(兼設置完了報告書)は規程に定める月日(工事着工届:受理月日より2ヶ月以内、補助金交付申請書:最長平成18年3月10日)までに必ず提出すること。

なお、年度内に補助金を交付することを鑑み、平成18年2月28日をもって予約決定通知の発行を終了する。

(注)応募申込書の消印以降は着工可能だが、補欠番号の繰り上がり状況によっては、補助金が交付されないリスクを前提に着工すること。

問い合わせ先: TEL:03-5275-3046 FAX:03-5275-9301

応募申込みについてのお問い合わせ

太陽光発電部 受付グループまで

工事着工届、中止承認申請書、計画変更承認申請書、設置計画変更届、実績報告書についてのお問い合わせ

太陽光発電部 受理グループまで

補助金交付申請書(兼設置完了報告書)についてのお問い合わせ

太陽光発電部 審査グループまで